

資料編

○大船渡市環境基本条例

平成 13 年 3 月 26 日条例第 10 号

改正

平成 13 年 11 月 14 日

平成 24 年 3 月 19 日

平成 24 年 9 月 25 日

令和 2 年 12 月 18 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が大船渡の豊かな自然の中で生活していることを認識し、恵み豊かな環境と共生する地域社会を構築することを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、恵まれた快適な環境が確保され、これを将来の世代に継承できるように行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない健全かつ持続的な発展が可能な地域社会を構築できるように行われなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、地域社会を構成するすべての者の自主的かつ積極的な参加及び連携により行われなければならない。
- 5 地球環境保全は、地域の環境が地球環境に深くかかわっていることをすべての者が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、その日常生活と環境のかかわりあいを認識し、環境への負荷を低減するように努めな

ければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、これに伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第6条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策等

第1節 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康を保護し、並びに生活環境及び自然環境を保全するよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態を確保すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、海域から陸域に至る多様な自然環境をそれぞれが密接に関連するものとして一体的にとらえながら、地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全すること。
- (3) 優れた自然環境と歴史的環境とが調和した環境その他の生活に潤いと安らぎをもたらす快適な環境を保全及び創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。
- (5) 市民及び事業者の積極的な参加、連携及び協力による環境の保全及び創造を推進すること。
- (6) 地球環境保全を推進し、環境への負荷を低減すること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、大船渡市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、大船渡市環境審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を把握し、その結果を大船渡市環境審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第3節 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境に配慮した施策の策定等)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(協定の締結)

第13条 市は、公害の原因となる行為その他の環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者等と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

(誘導的措置)

第14条 市は、市民及び事業者が自らの活動に係る環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導し、もって環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備等の推進)

第15条 市は、下水道、廃棄物処理施設その他の環境の保全上の支障を防止するための施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地等公共的施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量等の推進)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を推進するものとする。

(地域特性を生かした総合的な措置)

第17条 市は、大船渡湾を中心とする海域と五葉山に象徴される個性豊かな陸域が調和する地域環境の特性を生かしながら、その有機的な連携を基に総合的な環境の保全及び創造が図られるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化に関する意識の高揚)

第18条 市は、ごみのポイ捨てその他の環境の美化に支障を及ぼす行為を防止するため、市民の環境

美化に関する意識の高揚を図るように努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第 19 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、自発的に活動することを促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実に関して必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 20 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、これを適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の参加、連携及び協力の促進)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、市民、事業者及び民間団体の参加、連携及び協力の推進に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査等の実施)

第 23 条 市は、環境の状況の把握その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 24 条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第 25 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 3 章 環境審議会

(設置)

第 26 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、大船渡市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 27 条 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第 8 条第 3 項及び第 5 項に規定する環境基本計画に関する事項を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議すること。
- (3) 第 9 条に規定する報告に関し意見を述べること。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 28 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者

- (2) 環境、産業等に関する団体に属する者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- (任期)

第 29 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 30 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)

第 31 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (利害関係者の出席)

第 32 条 審議会が必要があると認めたときは、利害関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 33 条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(補則)

第 34 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大船渡市環境審議会条例（平成 6 年大船渡市条例第 14 号）は、廃止する。

附 則（平成 13 年 11 月 14 日条例第 82 号）

- 1 この条例は、平成 13 年 11 月 15 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成 15 年 6 月 30 日までの間に委嘱される大船渡市環境審議会の委員の任期は、改正後の大船渡市環境基本条例第 29 条本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（平成 24 年 3 月 19 日条例第 11 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 25 日条例第 30 号）

この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 18 日条例第 40 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

○計画策定までの経緯

1 計画策定までの経緯

年 月 日	経 過 等
令和4年 5月16日	○令和4年度第1回大船渡市環境施策推進会議を開催 ・策定の基本方針案、スケジュール等
7月29日	○令和4年度第2回大船渡市環境施策推進会議を開催 ・前回会議からの基本方針案の修正、スケジュールの変更等
8月～9月	○市民・事業所アンケート調査
8月26日	○令和4年度第1回大船渡市環境審議会を開催 ・策定の基本方針案、スケジュール等
9月28日	○令和4年度第4回大船渡市環境施策推進会議を開催 ・第3次環境基本計画（骨子案）、施策体系、市民・事業所アンケート等
10月27日	○令和4年度第5回大船渡市環境施策推進会議を開催 ・第3次環境基本計画（案）等
11月17日	○令和4年度大船渡湾水環境保全計画推進協議会を開催 ・第3次大船渡市環境基本計画策定に係る情報交換
11月30日	○令和4年度第6回大船渡市環境施策推進会議を開催 ・第3次環境基本計画（案）等
12月14日	○令和4年度第2回大船渡市環境審議会を開催 ・第3次環境基本計画（案）等
12月26日	○大船渡市公衆衛生組合連合会との意見交換
令和5年 1月13日	○第3次環境基本計画（案）について、市議会全員協議会へ立案過程での報告
1月13日～27日	○第3次環境基本計画（案）に係るパブリックコメント
2月17日	○第3次環境基本計画の策定について、市議会へ報告

2 大船渡市環境審議会

大船渡市環境審議会委員名簿

令和4年11月30日現在

(1) 学識経験を有する者（7人）

職 名	氏名	備考
岩手県環境アドバイザー	本 多 サト子	
林野庁東北森林管理局三陸中部森林管理署長	菊 地 孝 和	
国土交通省東北地方整備局釜石港湾事務所副所長	佐々木 武	
環境省東北地方環境事務所大船渡自然保護官事務所自然保護官	岡 田 真 次	
岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部 大船渡保健福祉環境センター所長	川 村 康 則	
岩手県沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター所長	野 崎 弥	
岩手県沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター所長	阿 部 孝 弘	

(2) 環境、産業等に関する団体に属する者（10人）

職 名	氏名	備考
大船渡市公衆衛生組合連合会副会長	木 下 正 弘	
大船渡市地域婦人団体連絡協議会副会長	武 田 暁 子	
大船渡市水産振興連絡会長	船 砥 秀 市	
盛川漁業協同組合副組合長理事	伊 藤 陽	
大船渡市農業協同組合総務部人事課調査役	村 上 美 和	
気仙地方森林組合参事兼総務課長	河 野 文 彦	
大船渡商工会議所企画総務部課長	伊 藤 淳 子	
太平洋セメント株式会社大船渡工場製造部長代理	船 越 康 宏	
岩手県食品衛生協会大船渡支会専務理事	胡 口 穰	
大船渡市食生活改善推進員団体連絡協議会理事	舘 下 律 子	

(3) その他市長が必要と認める者（2人）

職 名	氏名	備考
公募委員	北 條 毅	
公募委員	小 松 則 也	

計 19 人（敬称略・順不同）

○市民・事業所アンケート調査結果

1 調査概要

本調査は市民と市内事業者の大船渡市の環境についての意見を把握し、「第3次大船渡市環境基本計画」に反映することを目的として実施したものです。

●市民アンケート調査

項目	内容
実施時期	令和4年8月26日（金）から9月9日（金）
配布方法	郵送での調査票配布
回答方法	郵送又はインターネットによる ※郵送、インターネットのどちらか一方を選択
対 象	18歳以上の市民1,000人 ※住民基本台帳から世帯主を無作為抽出
回 答 数	郵送による回答：407 インターネットによる回答：39 合計：446
回 答 率	郵送による回答：40.7% インターネットによる回答：3.9% 合計：44.6%

●事業所アンケート調査

項目	内容
実施時期	令和4年8月26日（金）から9月9日（金）
配布方法	郵送での調査票配布
回答方法	郵送又はインターネットによる ※郵送、インターネットのどちらか一方を選択
対 象	市内に事業所を置く100事業者
回 答 数	郵送による回答：44 インターネットによる回答：9 合計：53
回 答 率	郵送による回答：44.0% インターネットによる回答：9.0% 合計：53.0%

2 市民アンケート調査の結果

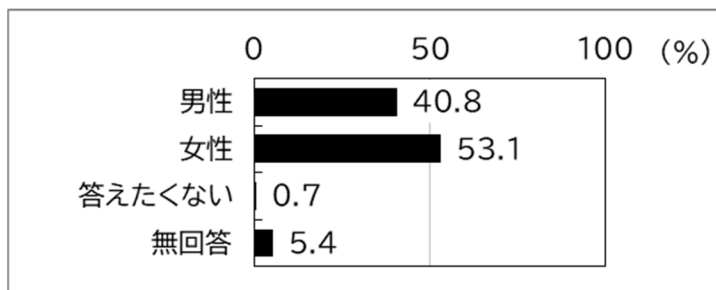
問1 あなたご自身のことについてお尋ねします。

次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(それぞれ1つに○)

①性別

選択肢	回答数	比率(%)
1 男性	182	40.8
2 女性	237	53.1
3 答えたくない	3	0.7
無回答	24	5.4

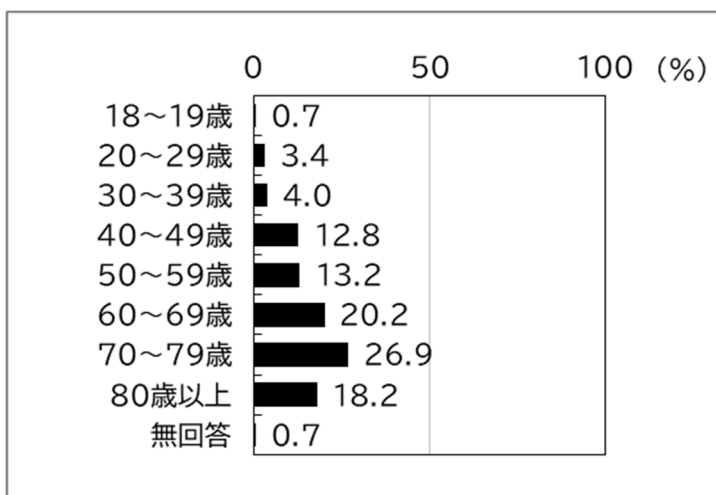
有効回答数 = 446



②年齢

選択肢	回答数	比率(%)
1 18~19歳	3	0.7
2 20~29歳	15	3.4
3 30~39歳	18	4.0
4 40~49歳	57	12.8
5 50~59歳	59	13.2
6 60~69歳	90	20.2
7 70~79歳	120	26.9
8 80歳以上	81	18.2
無回答	3	0.7

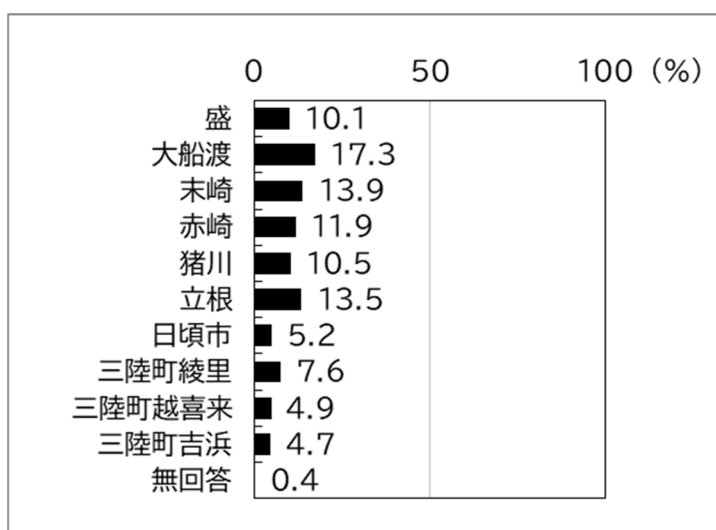
有効回答数 = 446



③お住まいの地区

選択肢	回答数	比率(%)
1 盛	45	10.1
2 大船渡	77	17.3
3 末崎	62	13.9
4 赤崎	53	11.9
5 猪川	47	10.5
6 立根	60	13.5
7 日頃市	23	5.2
8 三陸町綾里	34	7.6
9 三陸町越喜来	22	4.9
10 三陸町吉浜	21	4.7
無回答	2	0.4

有効回答数 = 446



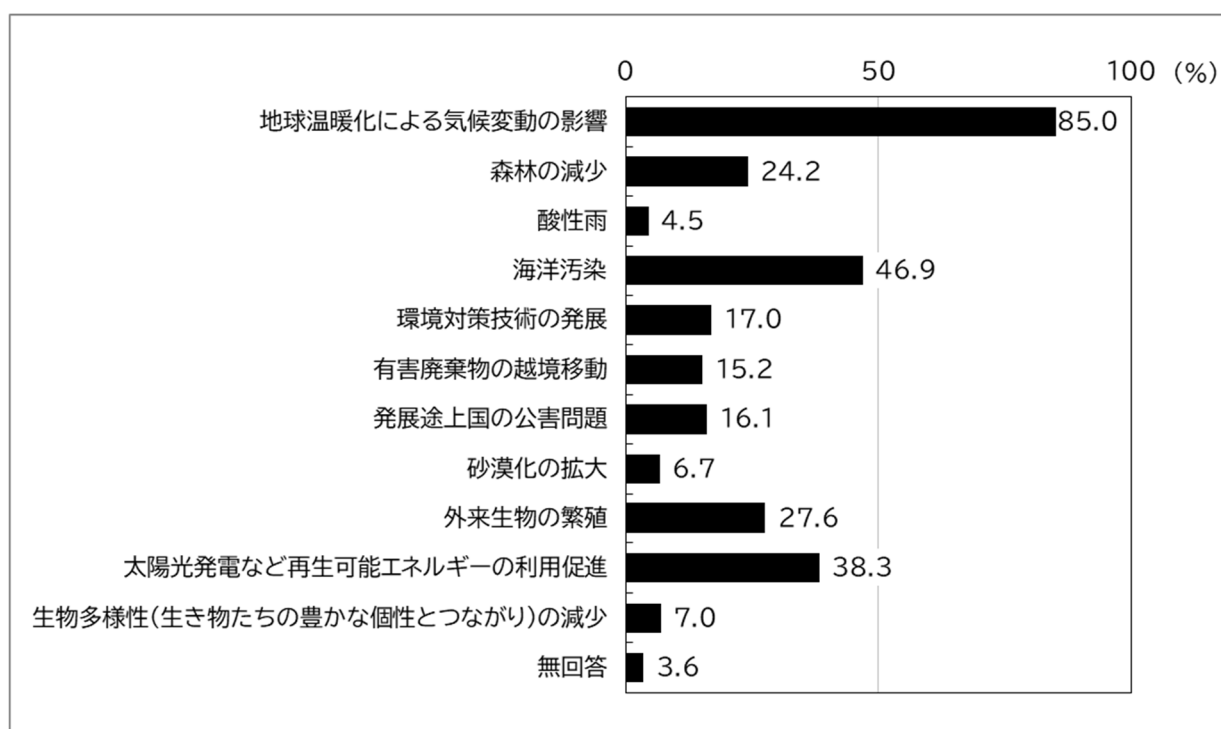
※端数処理の関係から、表の計算が合わない場合があります。以下100ページまで同じ。

問2 あなたは、以下の地球規模の環境のテーマに興味や関心がありますか。

次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(複数回答可)

選択肢	回答数	比率(%)
1 地球温暖化による気候変動の影響	379	85.0
2 森林の減少	108	24.2
3 酸性雨	20	4.5
4 海洋汚染	209	46.9
5 環境対策技術の発展	76	17.0
6 有害廃棄物の越境移動	68	15.2
7 発展途上国の公害問題	72	16.1
8 砂漠化の拡大	30	6.7
9 外来生物の繁殖	123	27.6
10 太陽光発電など再生可能エネルギーの利用促進	171	38.3
11 生物多様性(生き物たちの豊かな個性とつながり)の減少	31	7.0
無回答	16	3.6

有効回答数 = 446

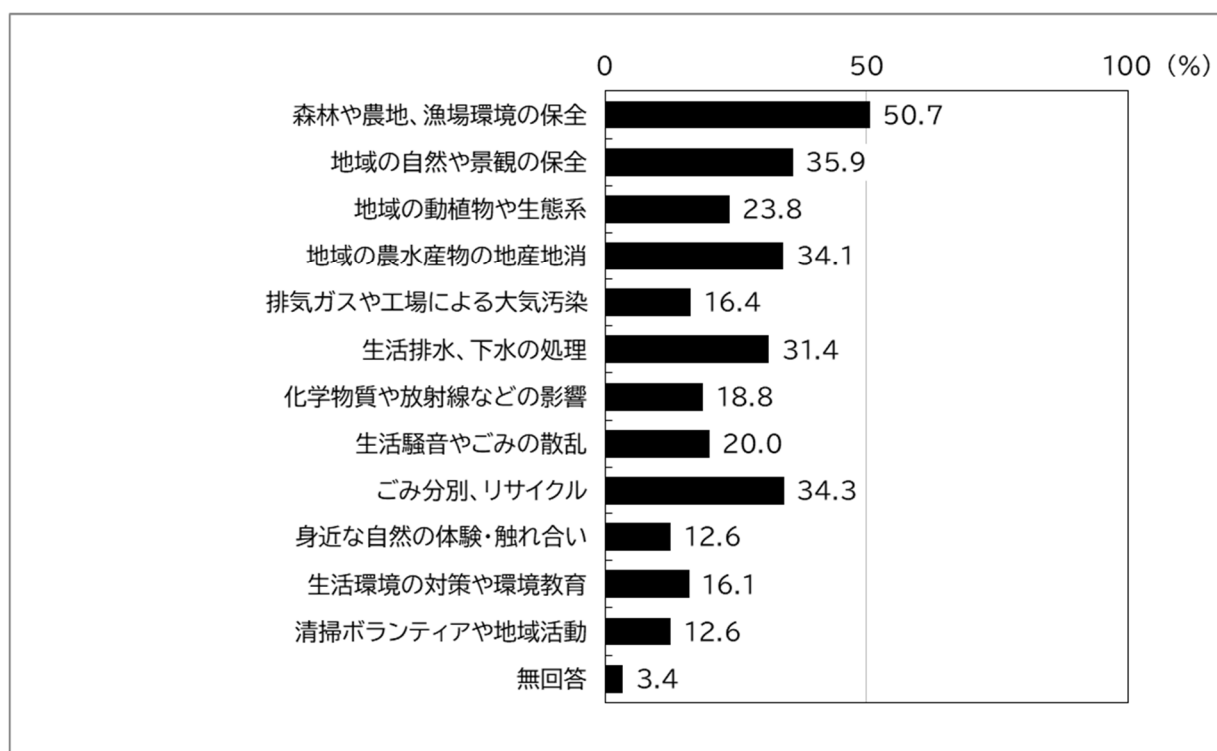


問3 あなたは、以下の身近な環境のテーマに興味や関心がありますか。

次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(複数回答可)

選択肢	回答数	比率(%)
1 森林や農地、漁場環境の保全	226	50.7
2 地域の自然や景観の保全	160	35.9
3 地域の動植物や生態系	106	23.8
4 地域の農水産物の地産地消	152	34.1
5 排気ガスや工場による大気汚染	73	16.4
6 生活排水、下水の処理	140	31.4
7 化学物質や放射線などの影響	84	18.8
8 生活騒音やごみの散乱	89	20.0
9 ごみ分別、リサイクル	153	34.3
10 身近な自然の体験・触れ合い	56	12.6
11 生活環境の対策や環境教育	72	16.1
12 清掃ボランティアや地域活動	56	12.6
無回答	15	3.4

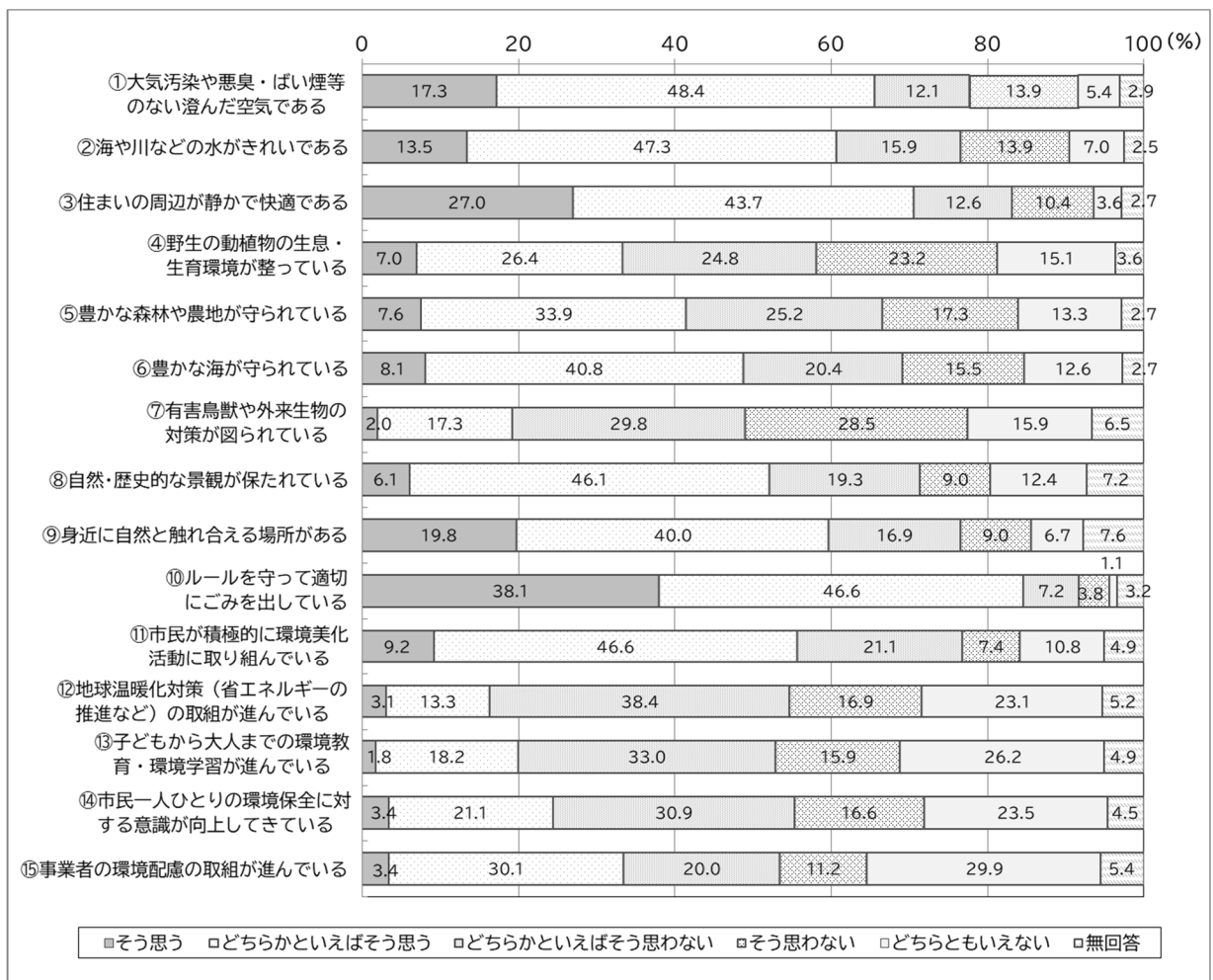
有効回答数 = 446



問4 現在の大船渡市の環境についてお尋ねします。

次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(それぞれ1つに○)

選択肢	種別	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	どちらともいえない	無回答
①大気汚染や悪臭・ばい煙等のない澄んだ空気である	回答数	77	216	54	62	24	13
	比率(%)	17.3	48.4	12.1	13.9	5.4	2.9
②海や川などの水がきれいである	回答数	60	211	71	62	31	11
	比率(%)	13.5	47.3	15.9	13.9	7.0	2.5
③住まいの周辺が静かで快適である	回答数	120	194	56	46	16	12
	比率(%)	27.0	43.7	12.6	10.4	3.6	2.7
④野生の動植物の生息・生育環境が整っている	回答数	31	117	110	103	67	16
	比率(%)	7.0	26.4	24.8	23.2	15.1	3.6
⑤豊かな森林や農地が守られている	回答数	34	151	112	77	59	12
	比率(%)	7.6	33.9	25.2	17.3	13.3	2.7
⑥豊かな海が守られている	回答数	36	182	91	69	56	12
	比率(%)	8.1	40.8	20.4	15.5	12.6	2.7
⑦有害鳥獣や外来生物の対策が図られている	回答数	9	77	133	127	71	29
	比率(%)	2.0	17.3	29.8	28.5	15.9	6.5
⑧自然・歴史的な景観が保たれている	回答数	27	205	86	40	55	32
	比率(%)	6.1	46.1	19.3	9.0	12.4	7.2
⑨身近に自然と触れ合える場所がある	回答数	88	178	75	40	30	34
	比率(%)	19.8	40.0	16.9	9.0	6.7	7.6
⑩ルールを守って適切にごみを出している	回答数	169	207	32	17	5	14
	比率(%)	38.1	46.6	7.2	3.8	1.1	3.2
⑪市民が積極的に環境美化活動に取り組んでいる	回答数	41	208	94	33	48	22
	比率(%)	9.2	46.6	21.1	7.4	10.8	4.9
⑫地球温暖化対策(省エネルギーの推進など)の取組が進んでいる	回答数	14	59	171	75	103	23
	比率(%)	3.1	13.3	38.4	16.9	23.1	5.2
⑬子どもから大人までの環境教育・環境学習が進んでいる	回答数	8	81	147	71	117	22
	比率(%)	1.8	18.2	33.0	15.9	26.2	4.9
⑭市民一人ひとりの環境保全に対する意識が向上してきている	回答数	15	94	138	74	105	20
	比率(%)	3.4	21.1	30.9	16.6	23.5	4.5
⑮事業者の環境配慮の取組が進んでいる	回答数	15	134	89	50	133	24
	比率(%)	3.4	30.1	20.0	11.2	29.9	5.4



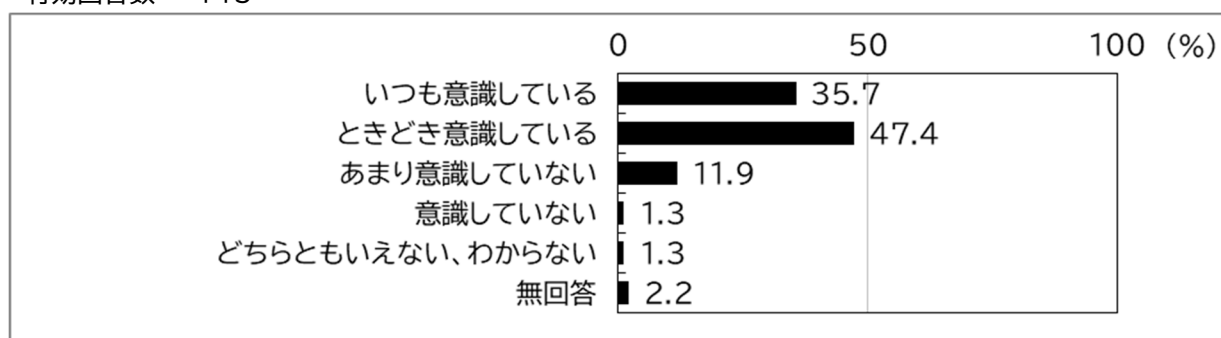
問5 ごみ処理や減量化、リサイクルについてお尋ねします。

次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(それぞれ1つに○)

①余分なものを買わない、無駄なく使うなど、生活の中でごみを増やさないことを意識していますか？

選択肢	回答数	比率(%)
1 いつも意識している	159	35.7
2 ときどき意識している	211	47.4
3 あまり意識していない	53	11.9
4 意識していない	6	1.3
5 どちらともいえない、わからない	6	1.3
無回答	10	2.2

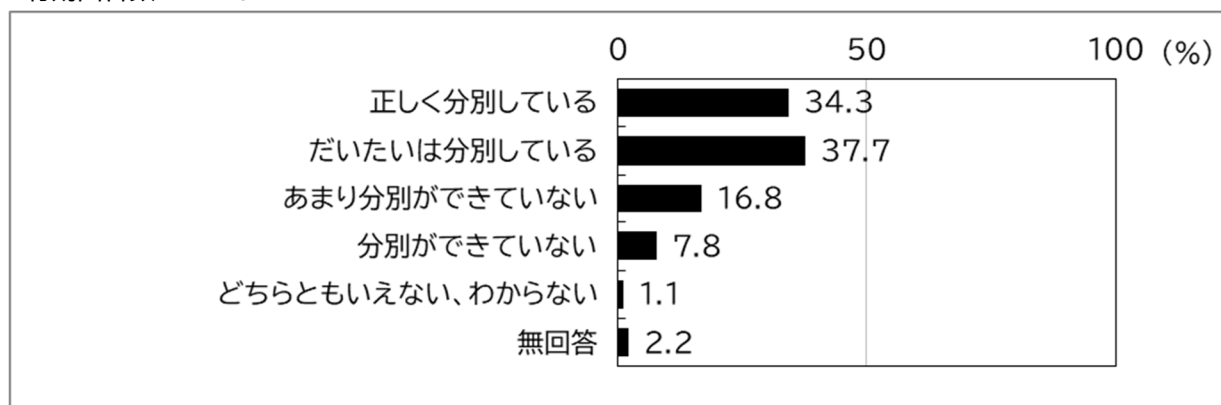
有効回答数 = 445



②あなたのご家庭では、ペットボトルや食品トレイなどの分別をしていますか？

選択肢	回答数	比率(%)
1 正しく分別している	153	34.3
2 だいたい分別している	168	37.7
3 あまり分別ができていない	75	16.8
4 分別ができていない	35	7.8
5 どちらともいえない、わからない	5	1.1
無回答	10	2.2

有効回答数 = 446



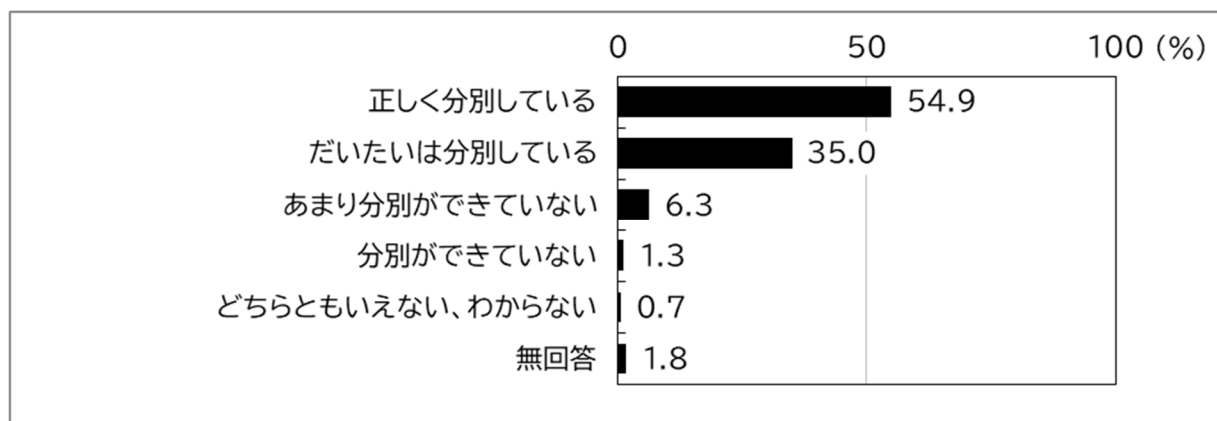
※1つに○をつける項目について、複数個所に○をつけた場合などは無効回答としています。

以下100ページまで同じ。

③段ボール、新聞、雑誌、チラシ、包装紙等を資源古紙として分別していますか？

選択肢	回答数	比率(%)
1 正しく分別している	245	54.9
2 だいたいは分別している	156	35.0
3 あまり分別ができていない	28	6.3
4 分別ができていない	6	1.3
5 どちらともいえない、わからない	3	0.7
無回答	8	1.8

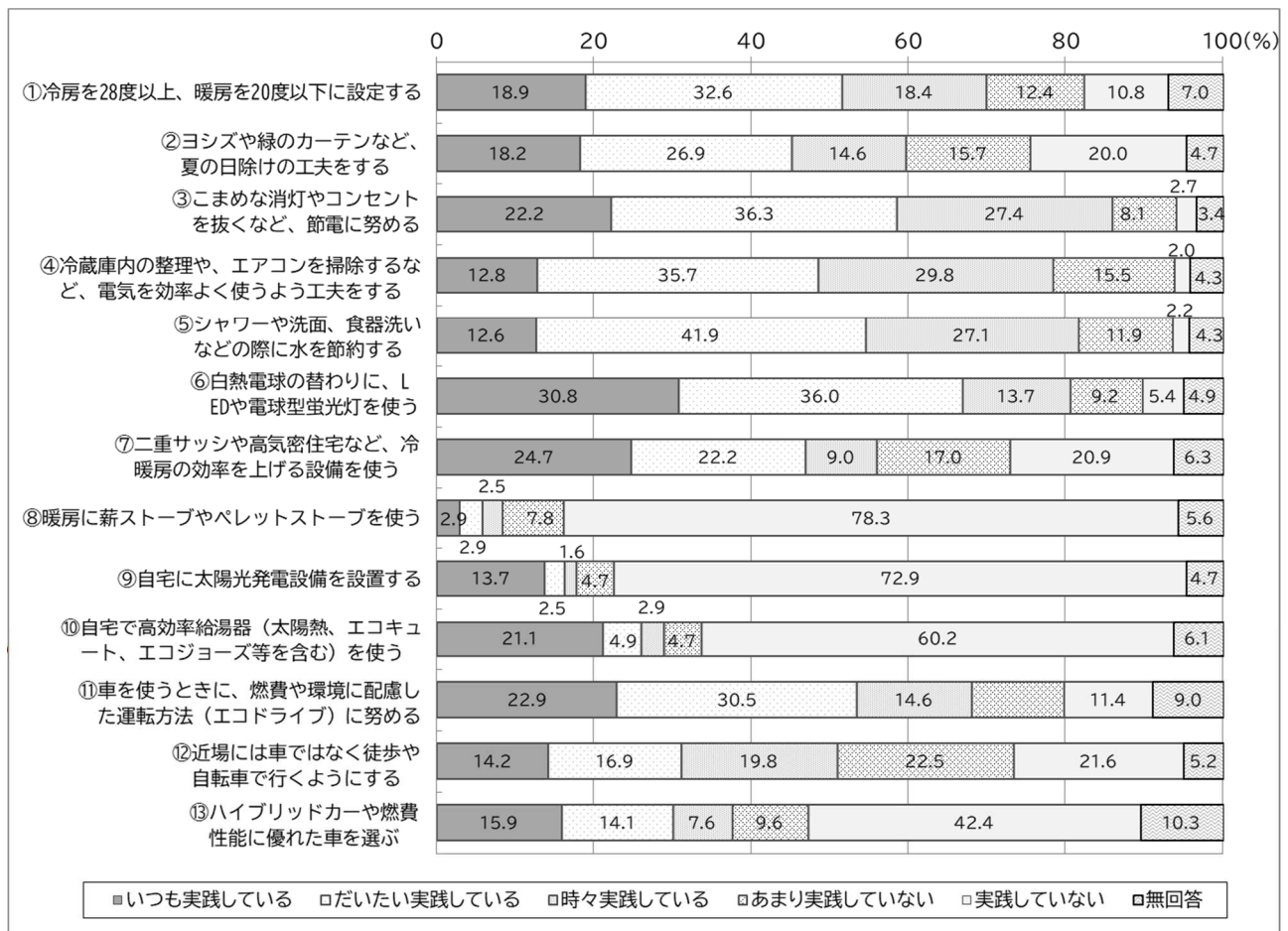
有効回答数 = 446



問6 あなたは、環境へ配慮する行動として、毎日の生活で実践していることはありますか。

次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(それぞれ1つに○)

選択肢	種別	いつも実践している	だいたい実践している	時々実践している	あまり実践していない	実践していない	無回答
①冷房を28度以上、暖房を20度以下に設定する	回答数	84	145	82	55	48	31
	比率(%)	18.9	32.6	18.4	12.4	10.8	7.0
②ヨシズや緑のカーテンなど、夏の日除けの工夫をする	回答数	81	120	65	70	89	21
	比率(%)	18.2	26.9	14.6	15.7	20.0	4.7
③こまめな消灯やコンセントを抜くなど、節電に努める	回答数	99	162	122	36	12	15
	比率(%)	22.2	36.3	27.4	8.1	2.7	3.4
④冷蔵庫内の整理や、エアコンを掃除するなど、電気を効率よく使うよう工夫をする	回答数	57	159	133	69	9	19
	比率(%)	12.8	35.7	29.8	15.5	2.0	4.3
⑤シャワーや洗面、食器洗いなどの際に水を節約する	回答数	56	187	121	53	10	19
	比率(%)	12.6	41.9	27.1	11.9	2.2	4.3
⑥白熱電球の代わりに、LEDや電球型蛍光灯を使う	回答数	137	160	61	41	24	22
	比率(%)	30.8	36.0	13.7	9.2	5.4	4.9
⑦二重サッシや高气密住宅など、冷暖房の効率を上げる設備を使う	回答数	110	99	40	76	93	28
	比率(%)	24.7	22.2	9.0	17.0	20.9	6.3
⑧暖房に薪ストーブやペレットストーブを使う	回答数	13	13	11	35	349	25
	比率(%)	2.9	2.9	2.5	7.8	78.3	5.6
⑨自宅に太陽光発電設備を設置する	回答数	61	11	7	21	325	21
	比率(%)	14	3	2	4.7	72.9	4.7
⑩自宅で高効率給湯器(太陽熱、エコキュート、エコジョーズ等を含む)を使う	回答数	94	22	13	21	268	27
	比率(%)	21.1	4.9	2.9	4.7	60.2	6.1
⑪車を使うときに、燃費や環境に配慮した運転方法(エコドライブ)に努める	回答数	102	136	65	52	51	40
	比率(%)	22.9	30.5	14.6	11.7	11.4	9.0
⑫近場には車ではなく徒歩や自転車で行くようにする	回答数	63	75	88	100	96	23
	比率(%)	14.2	16.9	19.8	22.5	21.6	5.2
⑬ハイブリッドカーや燃費性能に優れた車を選ぶ	回答数	71	63	34	43	189	46
	比率(%)	15.9	14.1	7.6	9.6	42.4	10.3

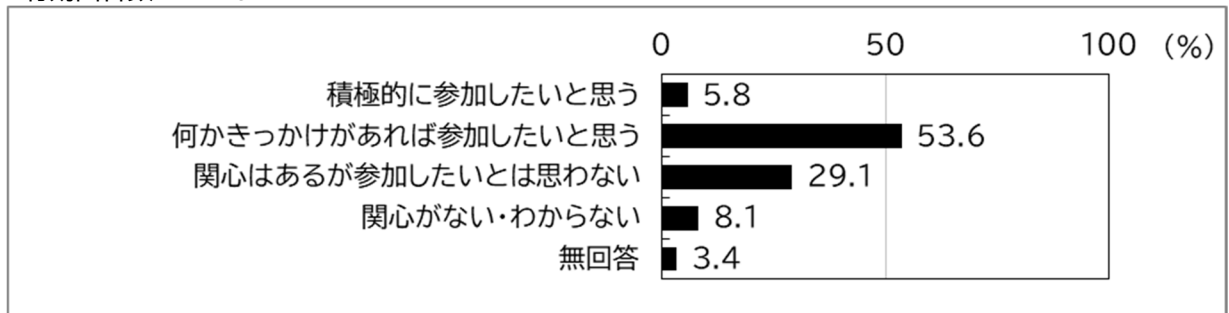


問7 環境についての学習や取組参加についてお尋ねします。

①環境保全活動についてどう思いますか。次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(1つに○)

選択肢	回答数	比率(%)
1 積極的に参加したいと思う	26	5.8
2 何かきっかけがあれば参加したいと思う	239	53.6
3 関心はあるが参加したいとは思わない	130	29.1
4 関心がない・わからない	36	8.1
無回答	15	3.4

有効回答数 = 446

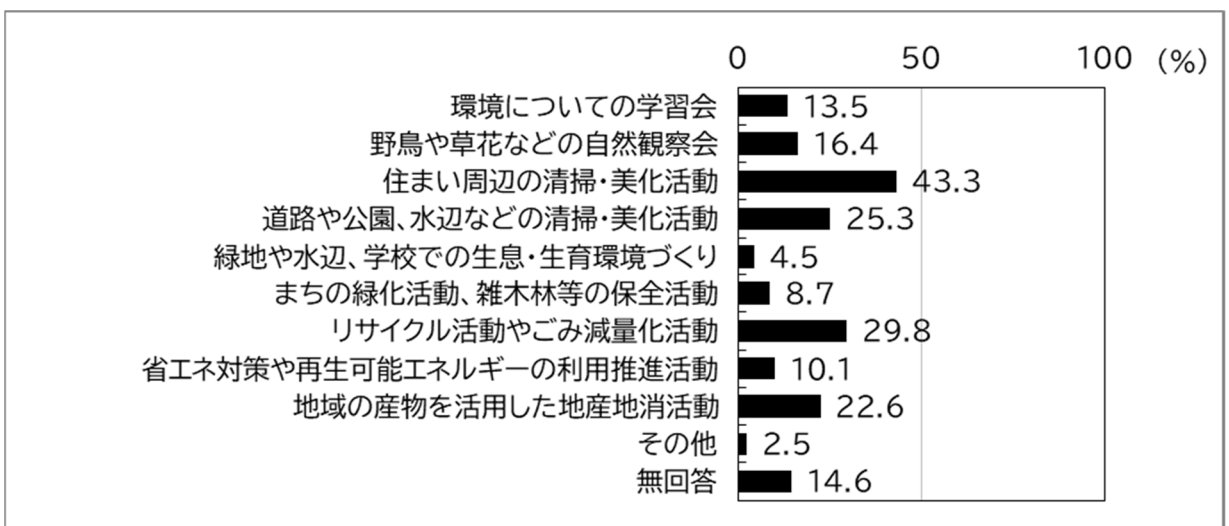


②参加してみたいと思う環境保全活動はありますか。次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。

(複数回答可)

選択肢	回答数	比率(%)
1 環境についての学習会	60	13.5
2 野鳥や草花などの自然観察会	73	16.4
3 住まい周辺の清掃・美化活動	193	43.3
4 道路や公園、水辺などの清掃・美化活動	113	25.3
5 緑地や水辺、学校での生息・生育環境づくり	20	4.5
6 まちの緑化活動、雑木林等の保全活動	39	8.7
7 リサイクル活動やごみ減量化活動	133	29.8
8 省エネ対策や再生可能エネルギーの利用推進活動	45	10.1
9 地域の産物を活用した地産地消活動	101	22.6
10 その他	11	2.5
無回答	65	14.6

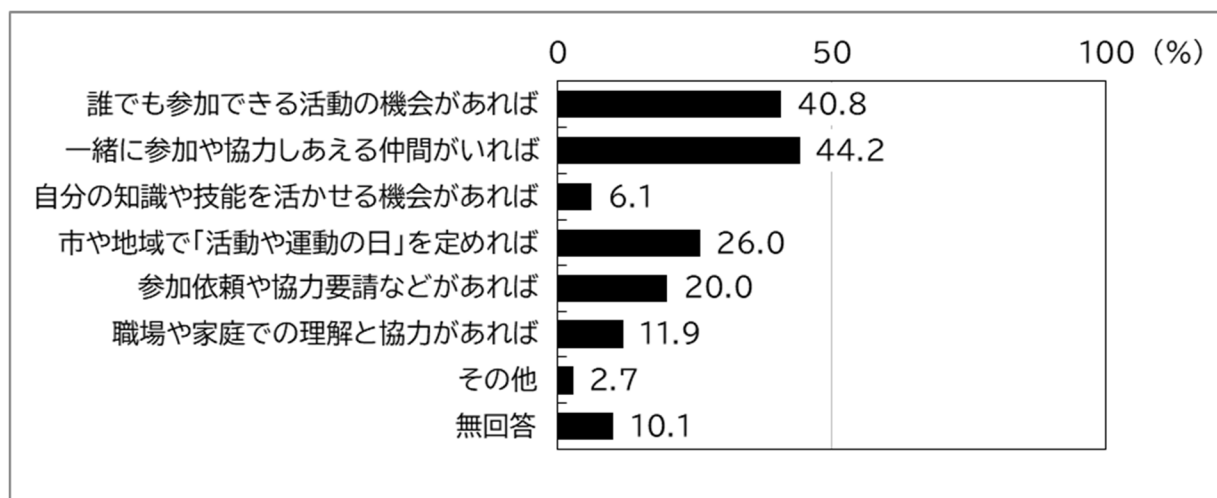
有効回答数 = 446



③環境保全活動には、どのようなことがあれば参加しやすいですか。次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(複数回答可)

選択肢	回答数	比率(%)
1 誰でも参加できる活動の機会があれば	182	40.8
2 一緒に参加や協力しあえる仲間がいれば	197	44.2
3 自分の知識や技能を活かせる機会があれば	27	6.1
4 市や地域で「活動や運動の日」を定めれば	116	26.0
5 参加依頼や協力要請などがあれば	89	20.0
6 職場や家庭での理解と協力があれば	53	11.9
7 その他	12	2.7
無回答	45	10.1

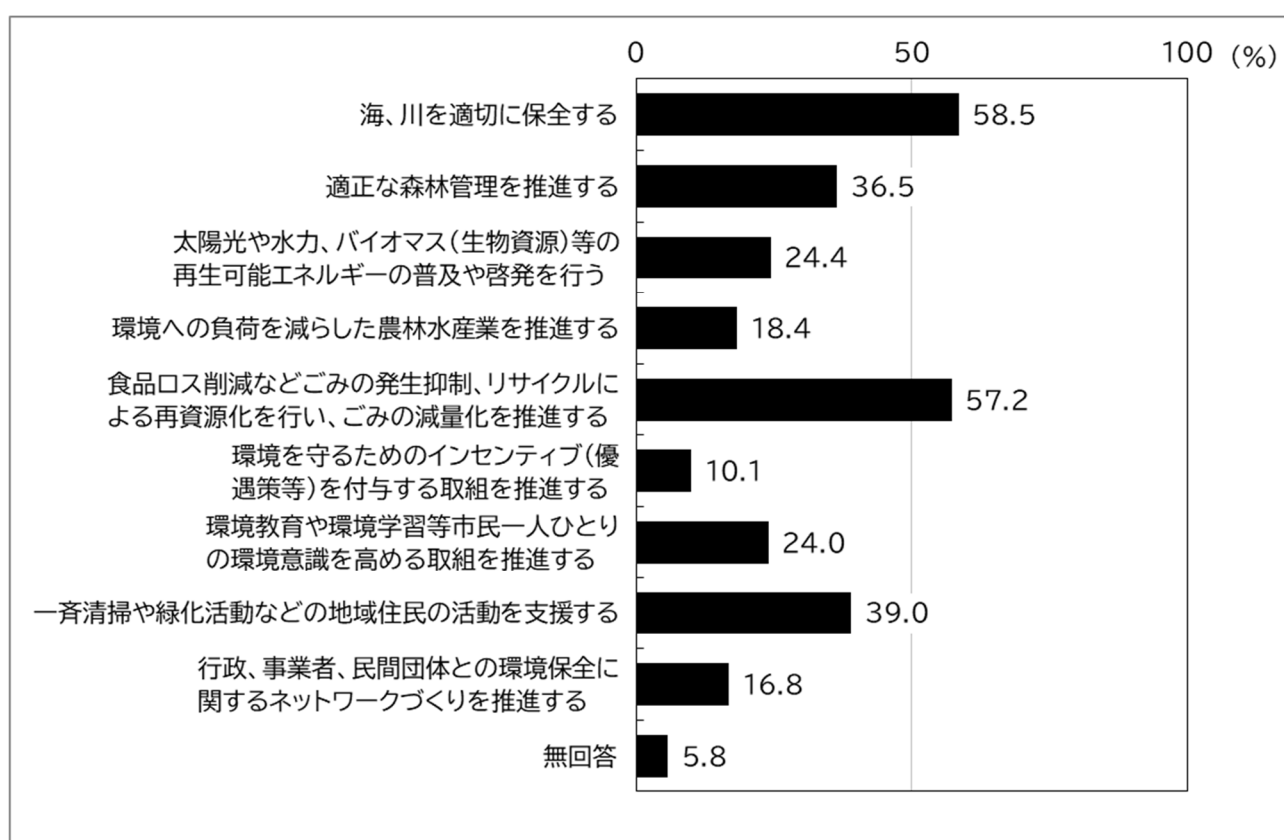
有効回答数 = 446



問8 あなたは、環境問題を解決するために、どのような環境保全施策が必要だと思いますか。
次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(複数回答可)

選択肢	回答数	比率(%)
1 海、川を適切に保全する	261	58.5
2 適正な森林管理を推進する	163	36.5
3 太陽光や水力、バイオマス(生物資源)等の再生可能エネルギーの普及や啓発を行う	109	24.4
4 環境への負荷を減らした農林水産業を推進する	82	18.4
5 食品ロス削減などごみの発生抑制、リサイクルによる再資源化を行い、ごみの減量化を推進する	255	57.2
6 環境を守るためのインセンティブ(優遇策等)を付与する取組を推進する	45	10.1
7 環境教育や環境学習等市民一人ひとりの環境意識を高める取組を推進する	107	24.0
8 一斉清掃や緑化活動などの地域住民の活動を支援する	174	39.0
9 行政、事業者、民間団体との環境保全に関するネットワークづくりを推進する	75	16.8
無回答	26	5.8

有効票数 = 446



3 事業所アンケート調査の結果

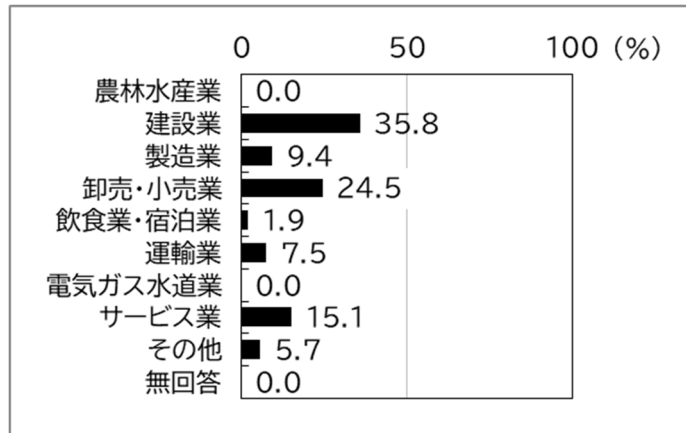
問1 貴事業所についてお尋ねします。

次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(それぞれ1つに○)

①主たる業種

選択肢	回答数	比率(%)
1 農林水産業	0	0.0
2 建設業	19	35.8
3 製造業	5	9.4
4 卸売・小売業	13	24.5
5 飲食業・宿泊業	1	1.9
6 運輸業	4	7.5
7 電気ガス水道業	0	0.0
8 サービス業	8	15.1
9 その他	3	5.7
無回答	0	0.0

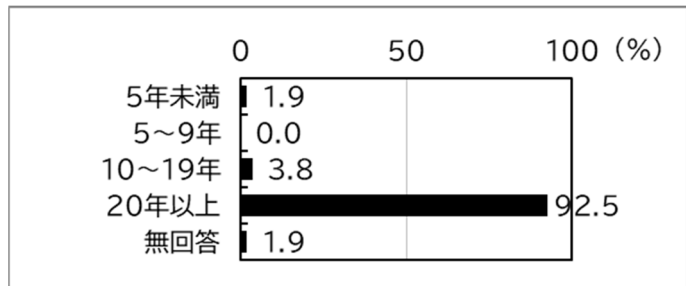
有効回答数 = 53



②創業年数

選択肢	回答数	比率(%)
1 5年未満	1	1.9
2 5~9年	0	0.0
3 10~19年	2	3.8
4 20年以上	49	92.5
無回答	1	1.9

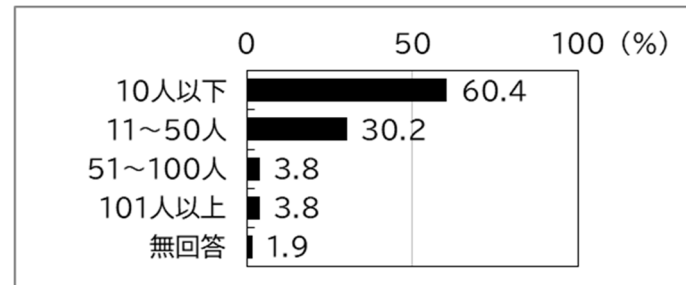
有効回答数 = 53



③従業員数 (パートタイマー等を含む)

選択肢	回答数	比率(%)
1 10人以下	32	60.4
2 11~50人	16	30.2
3 51~100人	2	3.8
4 101人以上	2	3.8
無回答	1	1.9

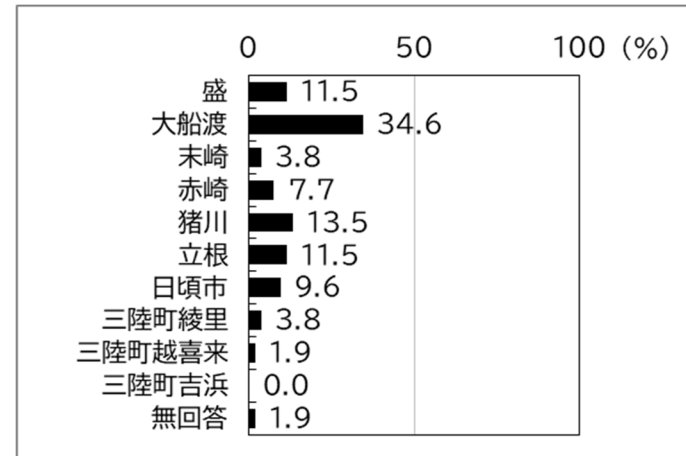
有効回答数 = 53



④所在地

選択肢	回答数	比率(%)
1 盛	6	11.5
2 大船渡	18	34.6
3 未崎	2	3.8
4 赤崎	4	7.7
5 猪川	7	13.5
6 立根	6	11.5
7 日頃市	5	9.6
8 三陸町綾里	2	3.8
9 三陸町越喜来	1	1.9
10 三陸町吉浜	0	0.0
無回答	1	1.9

有効回答数 = 53



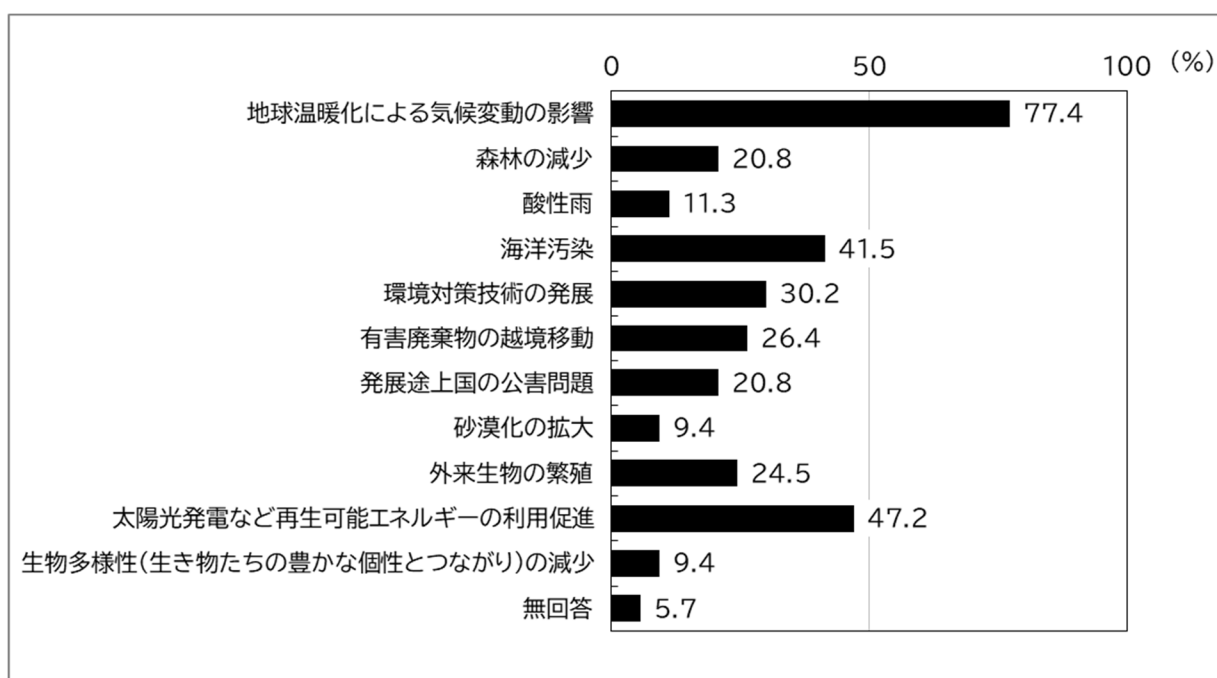
1つに○をつける項目について、複数個所に○をつけた場合などは無効回答としています。

問2 貴事業所は、以下の地球規模の環境のテーマに興味や関心がありますか。

次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(複数回答可)

選択肢	回答数	比率(%)
1 地球温暖化による気候変動の影響	41	77.4
2 森林の減少	11	20.8
3 酸性雨	6	11.3
4 海洋汚染	22	41.5
5 環境対策技術の発展	16	30.2
6 有害廃棄物の越境移動	14	26.4
7 発展途上国の公害問題	11	20.8
8 砂漠化の拡大	5	9.4
9 外来生物の繁殖	13	24.5
10 太陽光発電など再生可能エネルギーの利用促進	25	47.2
11 生物多様性(生き物たちの豊かな個性とつながり)の減少	5	9.4
無回答	3	5.7

有効回答数 = 53

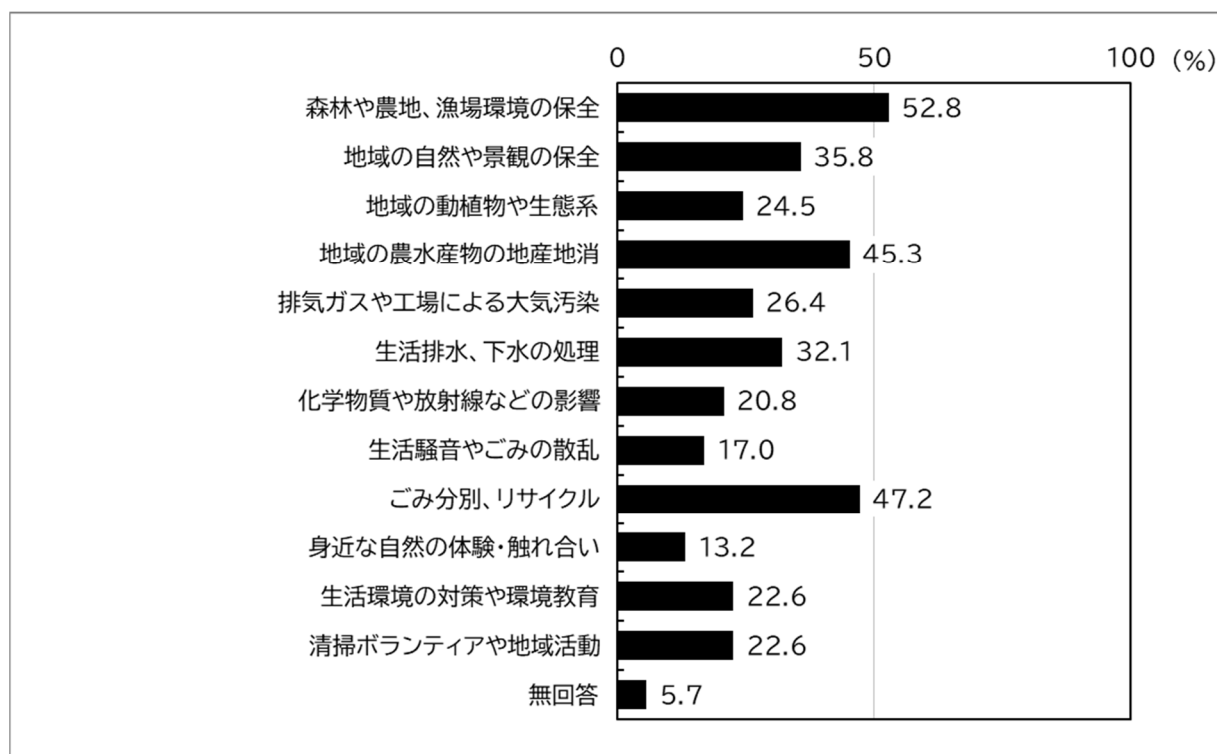


問3 貴事業所は、以下の身近な環境のテーマに興味や関心がありますか。

次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(複数回答可)

選択肢	回答数	比率(%)
1 森林や農地、漁場環境の保全	28	52.8
2 地域の自然や景観の保全	19	35.8
3 地域の動植物や生態系	13	24.5
4 地域の農水産物の地産地消	24	45.3
5 排気ガスや工場による大気汚染	14	26.4
6 生活排水、下水の処理	17	32.1
7 化学物質や放射線などの影響	11	20.8
8 生活騒音やごみの散乱	9	17.0
9 ごみ分別、リサイクル	25	47.2
10 身近な自然の体験・触れ合い	7	13.2
11 生活環境の対策や環境教育	12	22.6
12 清掃ボランティアや地域活動	12	22.6
無回答	3	5.7

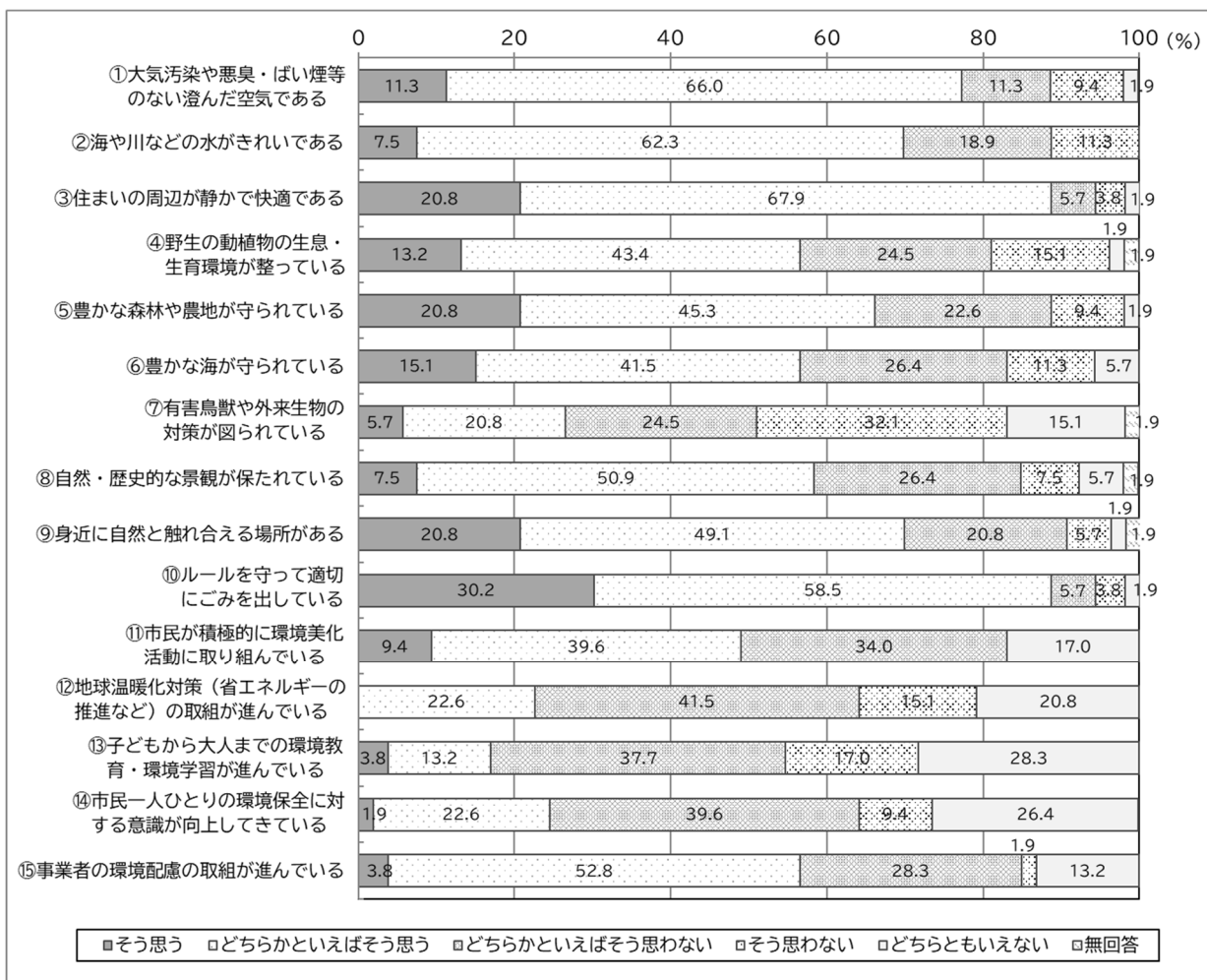
有効回答数 = 53



問4 現在の大船渡市の環境についてお尋ねします。

次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(それぞれ1つに○)

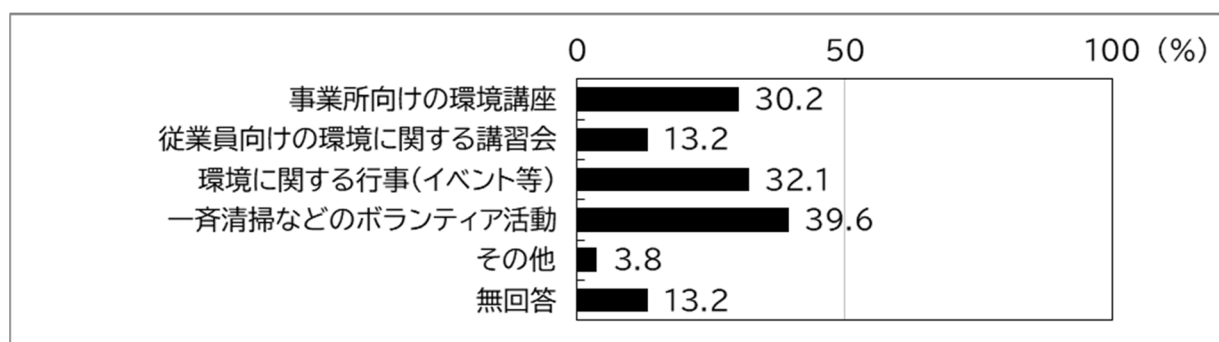
選択肢	種別	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	どちらともいえない	無回答
①大気汚染や悪臭・ばい煙等のない澄んだ空気である	回答数	6	35	6	5	1	0
	比率(%)	11.3	66.0	11.3	9.4	1.9	0.0
②海や川などの水がきれいである	回答数	4	33	10	6	0	0
	比率(%)	7.5	62.3	18.9	11.3	0.0	0.0
③住まいの周辺が静かで快適である	回答数	11	36	3	2	1	0
	比率(%)	20.8	67.9	5.7	3.8	1.9	0.0
④野生の動植物の生息・生育環境が整っている	回答数	7	23	13	8	1	1
	比率(%)	13.2	43.4	24.5	15.1	1.9	1.9
⑤豊かな森林や農地が守られている	回答数	11	24	12	5	1	0
	比率(%)	20.8	45.3	22.6	9.4	1.9	0.0
⑥豊かな海が守られている	回答数	8	22	14	6	3	0
	比率(%)	15.1	41.5	26.4	11.3	5.7	0.0
⑦有害鳥獣や外来生物の対策が図られている	回答数	3	11	13	17	8	1
	比率(%)	5.7	20.8	24.5	32.1	15.1	1.9
⑧自然・歴史的な景観が保たれている	回答数	4	27	14	4	3	1
	比率(%)	7.5	50.9	26.4	7.5	5.7	1.9
⑨身近に自然と触れ合える場所がある	回答数	11	26	11	3	1	1
	比率(%)	20.8	49.1	20.8	5.7	1.9	1.9
⑩ルールを守って適切にごみを出している	回答数	16	31	3	2	1	0
	比率(%)	30.2	58.5	5.7	3.8	1.9	0.0
⑪市民が積極的に環境美化活動に取り組んでいる	回答数	5	21	18	0	9	0
	比率(%)	9.4	39.6	34.0	0.0	17.0	0.0
⑫地球温暖化対策(省エネルギーの推進など)の取組が進んでいる	回答数	0	12	22	8	11	0
	比率(%)	0.0	22.6	41.5	15.1	20.8	0.0
⑬子どもから大人までの環境教育・環境学習が進んでいる	回答数	2	7	20	9	15	0
	比率(%)	3.8	13.2	37.7	17.0	28.3	0.0
⑭市民一人ひとりの環境保全に対する意識が向上してきている	回答数	1	12	21	5	14	0
	比率(%)	1.9	22.6	39.6	9.4	26.4	0.0
⑮事業者の環境配慮の取組が進んでいる	回答数	2	28	15	1	7	0
	比率(%)	3.8	52.8	28.3	1.9	13.2	0.0



問5 貴事業所が参加してみたいと思う環境保全活動はありますか。
次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(複数回答可)

選択肢	回答数	比率(%)
1 事業所向けの環境講座	16	30.2
2 従業員向けの環境に関する講習会	7	13.2
3 環境に関する行事(イベント等)	17	32.1
4 一斉清掃などのボランティア活動	21	39.6
5 その他	2	3.8
無回答	7	13.2

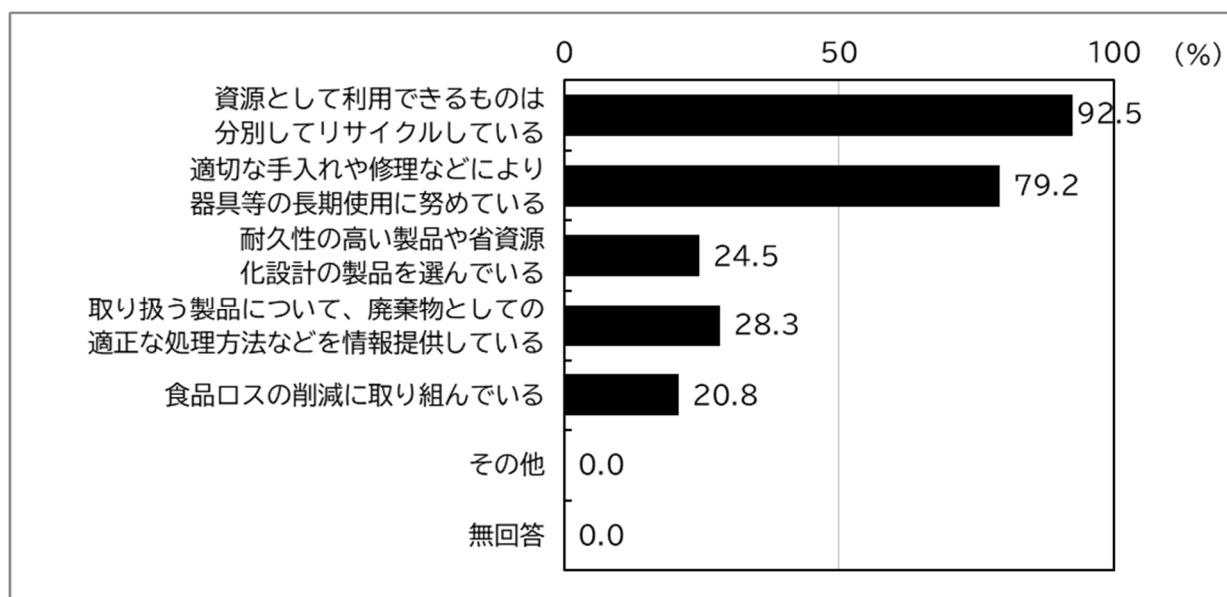
有効回答数 = 53



問6 貴事業所の、ごみ減量やリサイクルに関する取組についてお尋ねします。
次の取組について、当てはまる番号を○で囲んでください。(複数回答可)

選択肢	回答数	比率(%)
1 資源として利用できるものは分別してリサイクルしている	49	92.5
2 適切な手入れや修理などにより器具等の長期使用に努めている	42	79.2
3 耐久性の高い製品や省資源化設計の製品を選んでいる	13	24.5
4 取り扱う製品について、廃棄物としての適正な処理方法などを情報提供している	15	28.3
5 食品ロスの削減に取り組んでいる	11	20.8
6 その他	0	0.0
無回答	0	0.0

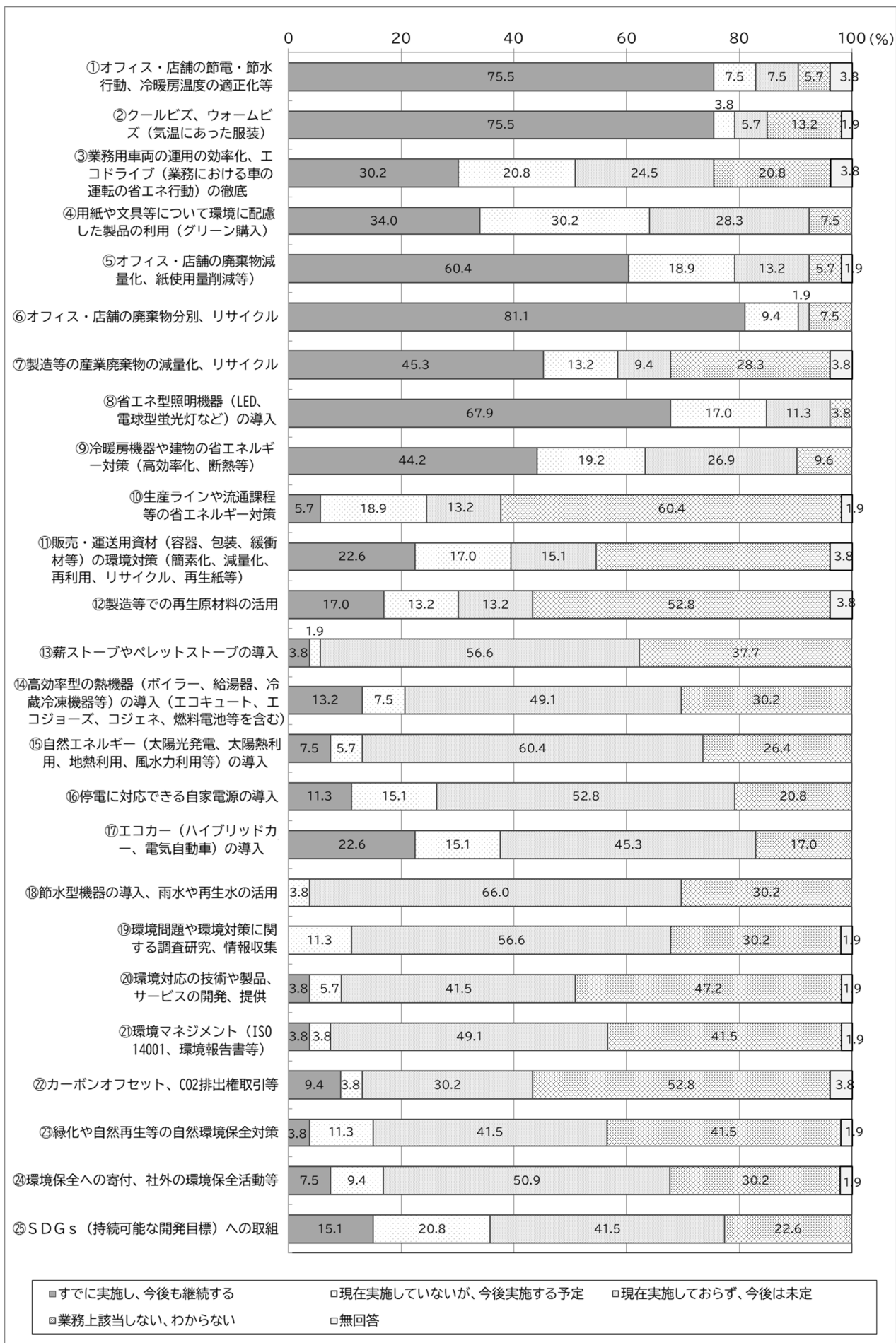
有効回答数 = 53



問7 貴事業所の、環境保全に向けた取組についてお尋ねします。

次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(それぞれ1つに○)

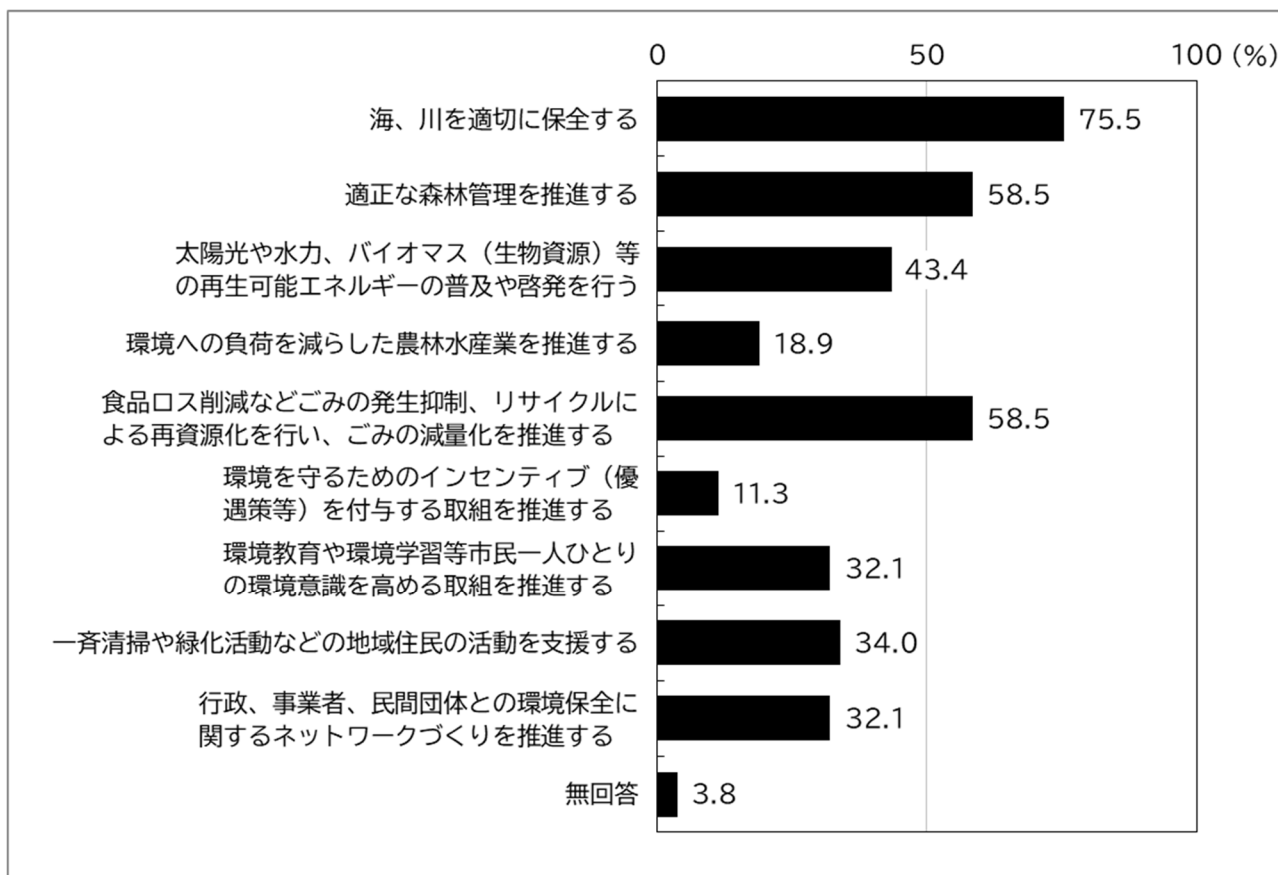
選択肢	種別	すでに実施し、今後も継続する	現在実施していないが、今後実施する予定	現在実施しておらず、今後は未定	業務上該当しない、わからない	無回答
①オフィス・店舗の節電・節水行動、冷暖房温度の適正化等	回答数	40	4	4	3	2
	比率(%)	75.5	7.5	7.5	5.7	3.8
②クールビズ、ウォームビズ(気温にあった服装)	回答数	40	2	3	7	1
	比率(%)	75.5	3.8	5.7	13.2	1.9
③業務用車両の運用の効率化、エコドライブ(業務における車の運転の省エネ行動)の徹底	回答数	16	11	13	11	2
	比率(%)	30.2	20.8	24.5	20.8	3.8
④用紙や文具等について環境に配慮した製品の利用(グリーン購入)	回答数	18	16	15	4	0
	比率(%)	34.0	30.2	28.3	7.5	0.0
⑤オフィス・店舗の廃棄物減量化、紙使用量削減等	回答数	32	10	7	3	1
	比率(%)	60.4	18.9	13.2	5.7	1.9
⑥オフィス・店舗の廃棄物分別、リサイクル	回答数	43	5	1	4	0
	比率(%)	81.1	9.4	1.9	7.5	0.0
⑦製造等の産業廃棄物の減量化、リサイクル	回答数	24	7	5	15	2
	比率(%)	45.3	13.2	9.4	28.3	3.8
⑧省エネ型照明機器(LED、電球型蛍光灯など)の導入	回答数	36	9	6	2	0
	比率(%)	67.9	17.0	11.3	3.8	0.0
⑨冷暖房機器や建物の省エネルギー対策(高効率化、断熱等)	回答数	23	10	14	5	0
	比率(%)	44.2	19.2	26.9	9.6	0.0
⑩生産ラインや流通課程等の省エネルギー対策	回答数	3	10	7	32	1
	比率(%)	5.7	18.9	13.2	60.4	1.9
⑪販売・運送用資材(容器、包装、緩衝材等)の環境対策(簡素化、減量化、再利用、リサイクル、再生紙等)	回答数	12	9	8	22	2
	比率(%)	22.6	17.0	15.1	41.5	3.8
⑫製造等での再生原材料の活用	回答数	9	7	7	28	2
	比率(%)	17.0	13.2	13.2	52.8	3.8
⑬薪ストーブやペレットストーブの導入	回答数	2	1	30	20	0
	比率(%)	3.8	1.9	56.6	37.7	0.0
⑭高効率型の熱機器(ボイラー、給湯器、冷蔵冷凍機器等)の導入(エコキュート、エコジョーズ、コージェネ、燃料電池等を含む)	回答数	7	4	26	16	0
	比率(%)	13.2	7.5	49.1	30.2	0.0
⑮自然エネルギー(太陽光発電、太陽熱利用、地熱利用、風水力利用等)の導入	回答数	4	3	32	14	0
	比率(%)	7.5	5.7	60.4	26.4	0.0
⑯停電に対応できる自家電源の導入	回答数	6	8	28	11	0
	比率(%)	11.3	15.1	52.8	20.8	0.0
⑰エコカー(ハイブリッドカー、電気自動車)の導入	回答数	12	8	24	9	0
	比率(%)	22.6	15.1	45.3	17.0	0.0
⑱節水型機器の導入、雨水や再生水の活用	回答数	0	2	35	16	0
	比率(%)	0.0	3.8	66.0	30.2	0.0
⑲環境問題や環境対策に関する調査研究、情報収集	回答数	0	6	30	16	1
	比率(%)	0.0	11.3	56.6	30.2	1.9
⑳環境対応の技術や製品、サービスの開発、提供	回答数	2	3	22	25	1
	比率(%)	3.8	5.7	41.5	47.2	1.9
㉑環境マネジメント(ISO14001、環境報告書等)	回答数	2	2	26	22	1
	比率(%)	3.8	3.8	49.1	41.5	1.9
㉒カーボンオフセット、CO2排出権取引等	回答数	5	2	16	28	2
	比率(%)	9.4	3.8	30.2	52.8	3.8
㉓緑化や自然再生等の自然環境保全対策	回答数	2	6	22	22	1
	比率(%)	3.8	11.3	41.5	41.5	1.9
㉔環境保全への寄付、社外の環境保全活動等	回答数	4	5	27	16	1
	比率(%)	7.5	9.4	50.9	30.2	1.9
㉕SDGs(持続可能な開発目標)への取組	回答数	8	11	22	12	0
	比率(%)	15.1	20.8	41.5	22.6	0.0



問8 貴事業所は、環境問題を解決するために、どのような環境保全施策が必要だと思いますか。
次のうち当てはまる番号を○で囲んでください。(複数回答可)

選択肢	回答数	比率(%)
1 海、川を適切に保全する	40	75.5
2 適正な森林管理を推進する	31	58.5
3 太陽光や水力、バイオマス(生物資源)等の再生可能エネルギーの普及や啓発を行う	23	43.4
4 環境への負荷を減らした農林水産業を推進する	10	18.9
5 食品ロス削減などごみの発生抑制、リサイクルによる再資源化を行い、ごみの減量化を推進する	31	58.5
6 環境を守るためのインセンティブ(優遇策等)を付与する取組を推進する	6	11.3
7 環境教育や環境学習等市民一人ひとりの環境意識を高める取組を推進する	17	32.1
8 一斉清掃や緑化活動などの地域住民の活動を支援する	18	34.0
9 行政、事業者、民間団体との環境保全に関するネットワークづくりを推進する	17	32.1
無回答	2	3.8

有効回答数 = 53



○第2次大船渡市環境基本計画の達成目標の結果

基本目標1 市民が安心してくらすきれいな生活環境をめざします

1-1 大気環境

項目	平成23年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度目標	令和3年度における達成率区分
二酸化窒素	0.008ppm	0.006ppm	0.006ppm	0.006ppm	0.005ppm	0.005ppm	0.004ppm	0.005ppm	0.005ppm	0.004ppm	環境基準 (0.04ppm)以下	a
降下ばいじん量 (単位:t/㎢/月)	7.9(権現堂) 4.5(野々田)	10.7(権現堂) 7.3(野々田)	9.5(権現堂) 11.4(野々田)	8.9(権現堂) 6.9(野々田)	8.7(権現堂) 4.6(野々田)	9.9(権現堂) 5.9(野々田)	6.2(権現堂) 4.2(野々田)	4.8(権現堂) 3.4(野々田)	3.2(下権現堂) 2.8(野々田)	3.3(下権現堂) 2.4(野々田)	10t/㎢/月以下	a
公用車に占めるエコカー 導入割合	60.29%	62.41%	67.24%	71.07%	68.66%	67.65%	77.19%	78.07%	80.36%	82.24%	計画期間中において、対前年度以上であること	a

※降下ばいじん量は令和2年度に測定箇所を権現堂から下権現堂に変更

※達成率区分は、a:90%以上、b:70%~90%未満、c:50%~70%未満、d:50%未満

1-2 水の環境

項目	平成23年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度目標	令和3年度における達成率区分
盛川本流権現堂橋のBOD	0.8mg/ℓ (平成22年度※)	1.0mg/ℓ	0.6mg/ℓ	1.1mg/ℓ	1.7mg/ℓ	1.2mg/ℓ	1.3mg/ℓ	0.8mg/ℓ	<0.5mg/ℓ	公表前	環境基準 (2.0mg/ℓ)以下	a
盛川本流佐野橋のBOD	1.2mg/ℓ (〃)	0.7mg/ℓ	0.5mg/ℓ	0.5mg/ℓ	0.5mg/ℓ	0.5mg/ℓ	0.5mg/ℓ	<0.5mg/ℓ	<0.5mg/ℓ	〃	〃	a
盛川本流川口橋のBOD	0.9mg/ℓ (〃)	1.2mg/ℓ	0.8mg/ℓ	0.8mg/ℓ	<0.5mg/ℓ	0.6mg/ℓ	0.8mg/ℓ	0.5mg/ℓ	<0.5mg/ℓ	〃	〃	a
立根川のBOD	1.1mg/ℓ (〃)	0.8mg/ℓ	0.7mg/ℓ	0.5mg/ℓ	0.6mg/ℓ	0.6mg/ℓ	1.1mg/ℓ	0.6mg/ℓ	0.5mg/ℓ	〃	〃	a
吉浜川のBOD	0.6mg/ℓ (〃)	<0.5mg/ℓ	0.5mg/ℓ	<0.5mg/ℓ	<0.5mg/ℓ	<0.5mg/ℓ	<0.5mg/ℓ	<0.5mg/ℓ	<0.5mg/ℓ	〃	〃	a
大船渡湾湾奥のCOD	2.5mg/ℓ (〃)	1.7mg/ℓ	1.7mg/ℓ	2.1mg/ℓ	2.0mg/ℓ	2.5mg/ℓ	2.4mg/ℓ	2.3mg/ℓ	1.9mg/ℓ	〃	〃	a
大船渡湾湾中央のCOD	2.3mg/ℓ (〃)	1.2mg/ℓ	1.8mg/ℓ	1.9mg/ℓ	1.9mg/ℓ	1.5mg/ℓ	1.8mg/ℓ	1.9mg/ℓ	1.8mg/ℓ	〃	〃	a
大船渡湾湾口のCOD	1.5mg/ℓ (〃)	1.2mg/ℓ	1.4mg/ℓ	1.2mg/ℓ	1.4mg/ℓ	1.4mg/ℓ	1.5mg/ℓ	1.5mg/ℓ	1.3mg/ℓ	〃	〃	a
大船渡湾の全窒素(湾中央)	0.35mg/ℓ (〃)	0.29mg/ℓ	0.37mg/ℓ	0.17mg/ℓ	0.18mg/ℓ	0.19mg/ℓ	0.24mg/ℓ	0.27mg/ℓ	0.36mg/ℓ	〃	環境基準 (0.3mg/ℓ)以下	b
大船渡湾の全リン(湾中央)	0.031mg/ℓ (〃)	0.019mg/ℓ	0.023mg/ℓ	0.015mg/ℓ	0.018mg/ℓ	0.016mg/ℓ	0.021mg/ℓ	0.023mg/ℓ	0.025mg/ℓ	〃	環境基準 (0.03mg/ℓ)以下	a
綾里湾湾奥のCOD	1.1mg/ℓ (〃)	0.7mg/ℓ	0.8mg/ℓ	1.0mg/ℓ	1.1mg/ℓ	1.1mg/ℓ	0.9mg/ℓ	1.1mg/ℓ	1.0mg/ℓ	〃	環境基準 (2.0mg/ℓ)以下	a
綾里湾湾口のCOD	1.1mg/ℓ (〃)	0.6mg/ℓ	0.7mg/ℓ	0.9mg/ℓ	1.1mg/ℓ	0.9mg/ℓ	0.9mg/ℓ	1.0mg/ℓ	0.9mg/ℓ	〃	〃	a
越喜来湾湾奥のCOD	1.3mg/ℓ (〃)	-	1.1mg/ℓ	0.8mg/ℓ	1.2mg/ℓ	1.4mg/ℓ	1.0mg/ℓ	1.2mg/ℓ	1.0mg/ℓ	〃	〃	a
越喜来湾湾中央のCOD	1.3mg/ℓ (〃)	-	0.9mg/ℓ	0.9mg/ℓ	1.1mg/ℓ	1.5mg/ℓ	1.0mg/ℓ	1.2mg/ℓ	1.0mg/ℓ	〃	〃	a
吉浜湾湾奥のCOD	1.2mg/ℓ (〃)	0.6mg/ℓ	1.3mg/ℓ	0.9mg/ℓ	1.2mg/ℓ	1.3mg/ℓ	1.0mg/ℓ	1.2mg/ℓ	1.2mg/ℓ	〃	〃	a
吉浜湾湾中央のCOD	1.3mg/ℓ (〃)	0.7mg/ℓ	1.2mg/ℓ	0.9mg/ℓ	1.0mg/ℓ	1.5mg/ℓ	1.1mg/ℓ	1.2mg/ℓ	1.2mg/ℓ	〃	〃	a
汚水処理人口普及率	54.6%	57.5%	60.3%	61.5%	63.3%	65.8%	70.5%	70.5%	74.9%	75.8%	82.1%	b

※平成23年度実績については、公表年度等の都合により、()内の年度の数値を記載しています。

1-3 身近な生活環境

項目	平成23年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度目標	令和3年度における達成率区分
環境騒音	全ての測定地点で環境基準達成	全ての測定地点で環境基準達成									環境基準を達成する	a
空間放射線量の調査と、市民への情報提供	市内9か所で定点測定を週1回実施し、その結果を市広報及び市ホームページで公表している。	市内9か所で定点測定を週1回実施し、その結果を市広報及び市ホームページで公表した。	市内9か所で定点測定を隔週で実施し、その結果を市広報及び市ホームページで公表した。	市内9か所で定点測定を月1回実施し、その結果を市広報及び市ホームページで公表した。	市内9か所で定点測定を年2回実施し、その結果を市広報及び市ホームページで公表した。	市内7か所で定点測定を年2回実施し、その結果を市広報及び市ホームページで公表した。	市内7か所で定点測定を年1回実施し、その結果を市広報及び市ホームページで公表した。	市内で定点測定を実施し、その結果を市広報及び市ホームページなどで公表する。				a
農林水産物などの放射性物質濃度の検査と、市民への情報提供	農林水産物などの放射性物質濃度を検査し、その結果を市広報及び市ホームページで公表している。(平成24年度現在)	農林水産物などの放射性物質濃度を検査し、その結果を市広報及び市ホームページで公表した。				農林水産物などの放射性物質濃度を検査し、その結果を市ホームページで公表した。				農林水産物などの放射性物質濃度を検査し、その結果を市広報及び市ホームページなどで公表する。		a

基本目標 2 自然環境と調和し快適にさせるまちをめざします

2-1 自然生態系

項目	平成23年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度目標	令和3年度における達成率区分
間伐実施面積	119.46ha	13.00ha	14.00ha	40.07ha	22.70ha	20.00ha	39.39ha	45.20ha	39.60ha	28.90ha(単年度) 488.62ha(累計)	397.0ha(累計)	a

2-2 景観資源、身近な緑

項目	平成23年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度目標	令和3年度における達成率区分
市街地の緑化水準	7.5%	9.9%	11.6%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	11.8%	15.0%	b

基本目標 3 地球環境に配慮した環境共生型の暮らしをめざします

3-1 廃棄物

項目	平成22年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度目標	令和3年度における達成率区分
市民1人1日当たりごみ排出量	581g	622g	677g	675g	660g	666g	680g	676g	648g	651g	500g	b

※市民1人1日当たりごみ排出量は、家庭系ごみ(資源ごみを除く)の量となっています。

3-2 地球温暖化対策実行計画

項目	平成23年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和12年度目標	令和3年度における達成率区分
市の行政事務活動における温室効果ガス総排出量※	2,578.51t	8,590.91t	8,042.62t 平成25年度比 6.4%削減	7,738.33t 平成25年度比 9.9%削減	7,761.71t 平成25年度比 9.7%削減	7,186.24t 平成25年度比 16.4%削減	6,951.53t 平成25年度比 19.1%削減	7,065.41t 平成25年度比 17.8%削減	6,328.15t 平成25年度比 26.3%削減	6,486.57t 平成25年度比 24.5%削減	5,154.55t 平成25年度比 40%削減	b

※平成23年度と平成25年度とでは対象施設数が異なることから、排出量に差が生じています。

項目	平成21年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度目標	令和3年度における達成率区分
市域における二酸化炭素排出量	平成21年度現在で 336千t 平成2年度比 14%削減	362千t 平成2年度比 7.5%削減	366千t 平成2年度比 6.4%削減	374千t 平成2年度比 4.3%削減	350千t 平成2年度比 10.5%削減	335千t 平成2年度比 14.3%削減	300千t 平成2年度比 23.3%削減	285千t 平成2年度比 27.1%削減	公表前	公表前	293千t 平成2年度比 25%削減	a

基本目標 4 一人ひとりの行動力を生かす環境保全をめざします

4-1 環境教育・環境学習

項目	平成23年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度目標	令和3年度における達成率区分
青少年の環境保全実践活動等参加団体数	12団体	7団体	12団体	8団体	12団体	25団体	5団体	7団体	4団体	4団体	30団体	d

4-2 環境保全活動・環境配慮

項目	平成23年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度目標	令和3年度における達成率区分
環境に配慮した行動を実践している人の割合	70.7%	70.6%	71.1%	76.8%	74.0%	75.1%	75.2%	81.2%	83.6%	84.6%	80.0%	a

○用語集

【あ行】

一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、産業廃棄物以外の廃棄物として定義されている。

具体的には、家庭から排出される燃えるごみ、粗大ごみ等の全ての廃棄物と、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物を指す。

エコカー

従来のガソリン車やディーゼル車に比べ、大気汚染物質や二酸化炭素の排出抑制や、燃費向上技術が使われた自動車。エンジン自体の新技术によるもの、天然ガス（LNG）車、ハイブリッド車（HV）、電気自動車（EV）などがある。

温室効果ガス

温室効果をもたらす気体のこと。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、温室効果ガスとして、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素が定められている。

【か行】

化石燃料

石油、石炭、天然ガスなどのこと。微生物の死骸や枯れた植物などが何億年という時間をかけて地圧や地熱などにより変成され、石油や石炭になったと考えられていることからこう呼ばれる。

カーボンニュートラル

一連の人為的活動を行った際に生じた二酸化炭素の排出量から、吸収量と除去量を差し引いた合計がプラスマイナスゼロの状態になること。

環境影響評価制度

環境アセスメント制度とも呼ばれるもので、開発事業の内容を決めるに当たり、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して住民や地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていこうという制度。

環境騒音

ある地点において、特定の音源がはっきり分かる騒音だけでなく、不特定多数の騒音が混じっている騒音のこと。例として、自動車や工場の音、人の足音、話し声、楽器音など。

環境への負荷・環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、公害の発生や自然環境の破壊という環境保全上の支障が生ずるおそれのある環境への影響をいう。

気候変動

気候の平年状態（通常 30 年程度）が長期的に変化すること。温室効果ガスの排出など、人の活動の影響により地球規模で気候が変化していることが、世界全体の環境問題となっている。

空間放射線量

放射線から空気が受け取るエネルギー量を測定したもの。単位はグレイ（Gy）又はシーベルト（Sv）。このほか、放射性物質の放射能の強さを表すベクレル（Bq）などがある。

光化学オキシダント（OX）

大気中の窒素酸化物（NO_x）や炭化水素（HC）などが太陽の紫外線を吸収し、光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称。光化学オキシダントが原因で発生する光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目の粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康被害や、農作物への影響をもたらすことがある。

降下ばいじん

大気に排出されたばいじん（すすや燃えかすの粒子）や舞い上がった粉じんなどのうち、大気中で浮かんでいられずに落下（降下）するものや、雨や雪などに取り込まれて降下するもののこと。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。

合成燃料

二酸化炭素と水素を合成して製造される新燃料で、人工的な原油とも言われる。当面は発電所や工場などから排出された二酸化炭素を利用し、将来的には大気中の二酸化炭素を直接分離・回収する「DAC技術」により回収された二酸化炭素を再利用することが想定されている。

【さ行】

再生可能エネルギー

自然界に常に存在するエネルギーの総称で、大きな特徴として、「枯渇しない」、「どこにでも存在する」、「二酸化炭素を排出しない」といったことが挙げられる。

具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど。

里地・里山・里海

人と自然との関わりによって育まれた、生物多様性に富む豊かな自然環境を指す。集落、田畑、草地、二次林までを一体的な環境として、里地や里山という。また、干潟や藻場、汽水を始めとした、生物の多様性と生産性に富んだ海辺の自然環境と、それを利用してきた漁業集落の環境を一体的に捉えて、里海という。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの 19 種類を指す。産業廃棄物については、事業者が自らの責任で、環境汚染が生じないように適正に処理することが義務付けられている。

ジオパーク

ジオ（地球）に親しみ、ジオを学ぶ旅、ジオツーリズムを楽しむことを目指して、地形や地質の観察を通じて自然に親しみ、自然を学べるように設けた場所。

自然生態系

生物群集（動物、植物、微生物など）と、それを取り囲む無機的環境要素（土、水、大気など）を統一体（システム）として捉えた概念。生態系は、生産者、消費者、分解者、無機的環境要素の四つで構成されており、環境作用や生物相互作用などによって、エネルギーや物質が代謝・循環し、自然界のバランスを維持している。

循環型社会

資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、循環資源の利用や廃棄物等の発生抑制などの取組により、新たに採取する資源をできる限り少なくする社会のこと。

森林の公益的機能

森林による木材生産などの経済的側面以外の機能で、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源かん養、二酸化炭素吸収による地球環境の保全などが挙げられる。

水源かん養

雨水等を地下に浸透させ、保持し、水源を確保すること。かん養された地下水は浄化され、長時間かけて河川に還元される。都市化により水田等が減少すると、水田等有する保水・防災機能が低下し、洪水や渇水を引き起こす原因となる。

水質汚濁

河川、湖沼、海域などの水質が、工場、事業所、一般家庭の排水や、事故による油の流出等により汚染され、人の健康や水中生物の生息活動を妨げること。

生物多様性

生物の間に見られる変異性を総合的に示す言葉で、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の三つのレベルの多様性として捉えられる。生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で健全に繁殖を続けている状態を保全することを意味する。

【た行】

地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地球の気温が上昇すること。近年、産業の発展に伴い、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇（温暖化）が進んでいる。海面上昇、干ばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

【な行】

二酸化炭素（CO₂）

石油や石炭などの化石燃料の燃焼の際や動植物の新陳代謝によって発生する。温室効果ガスの一つとして地球温暖化の主因と言われている。

【は行】

バイオマスプラスチック

トウモロコシやサトウキビなど、植物由来の原料を利用して作られたプラスチックのこと。バイオマスプラスチックも燃やす際に二酸化炭素を排出するが、原料である植物が生育する段階で二酸化炭素を吸収するため、大気中の二酸化炭素の増減に影響を与えない「カーボンニュートラル」とされている。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所、避難経路、防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

粉じん

工場・事業場のばい煙発生施設や粉じん発生施設から、あるいは、自動車の走行などにより大気中に発生する。粗大な粒子のもの（降下ばいじん）と微細な粒子のもの（浮遊粉じん）とに大別され、浮遊粉じんのうち粒径 10 μ m 以下の粒子は、沈降速度が小さく大気中に比較的長期間滞留するため、浮遊粒子状物質として環境基準が定められている。

閉鎖性海域

地形等により水の出入りが悪い内湾、内海、湖沼等の水域をいう。水の交換性が悪いことから、水質が汚染されやすい、富栄養化が起りやすい、水底に汚濁物質が堆積しやすいといった特徴がある。

放射線

放射性物質から出てくる微粒子や電磁波のこと。原子力発電所の原子炉の中にもあるが、大地や食物など、自然界からも放出されている。

【ま行】

マイクロプラスチック

海洋ごみの約 70%を占めると言われているプラスチックごみのうち、大きさが 5 mm 以下のサイズのもの。

木質バイオマス

木材などの再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く。）のこと。森林から生産される木材をエネルギーとして燃やすと二酸化炭素が発生するが、植物は二酸化炭素を吸収して成長するため、伐採後に森林を再生することで大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないという特性を有している。

このことから、石炭、石油などの化石燃料の代替エネルギー源として用いることで、二酸化炭素の排出を抑制することができる。

【アルファベット、数字】

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の汚濁を示す代表的な指標。この数値が大きいほど、汚濁物質が多いことを示す。

COD（化学的酸素要求量）

水中の被酸化性物質（有機物、無機物）を酸化するために必要とする酸素の量で、海域・湖沼の汚濁を示す代表的な指標。この数値が大きいほど、汚濁物質が多いことを示す。

PCB含有廃棄物

有害である PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含む廃棄物で、特別な保管・処分を必要とする。PCB はトランスやコンデンサ等の電気機器の絶縁油として広く使用されていたが、昭和 47 年以降、製造や新たな使用が禁止されている。

PDCAサイクル

P l a n（計画）・D o（実行）・C h e c k（評価）・A c t（改善）の 4 段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法。

PM2.5

大気中に浮遊している 2.5 μ m 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（S P M=10 μ m 以下の粒子）よりも小さな粒子。

4R（フォーアール）

循環型社会を形成していくために必要な取り組みである「3R」（「リデュース（R e d u c e =ごみの発生抑制）」「リユース（R e u s e =再使用）」「リサイクル（R e c y c l e =再資源化）」に「リフューズ（R e f u s e =ごみになるものを買わない）」をプラスしたもの。